

第171回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

議 案

第1号議案	取締役9名選任の件
第2号議案	補欠監査役2名選任の件
第3号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件

目 次

第171回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	4
（提供書面）	
事業報告……………	16
連結計算書類……………	33
計算書類……………	35
監査報告……………	37

<新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。

なお、ご来場される株主様に関しましては、体調不良と見受けられる場合、入場を制限又はお断りさせていただきますことがありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 カナデン

株 主 各 位

証券コード 8081
2021年6月9日
〒104-6215 東京都中央区晴海一丁目8番12号

トリトンスクエアZ棟

株式会社 カナデン
代表取締役社長 本 橋 伸 幸

第171回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第171回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2頁の『議決権行使等のご案内』に従って、2021年6月23日（水曜日）当社営業時間の終了時（午後5時35分）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時				
2 場 所	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z棟 15階 株式会社カナデン 本社会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 補欠監査役2名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 補欠監査役2名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件
報告事項	1. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 補欠監査役2名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件				

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」②事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」④計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類並びに計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.kanaden.co.jp>)



議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時35分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇
株主総会日
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

御中
議決権の数
XX 股

基幹日現在のご所有株式数
議決権の数
1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____
6. _____
7. _____
8. _____
9. _____
10. _____

ログイン用QRコード
ログインID
XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX
パスワード
XXXXXX
〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

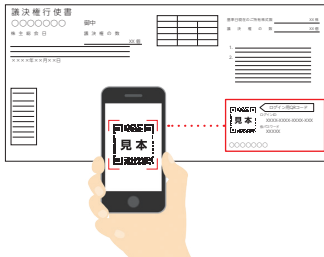
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

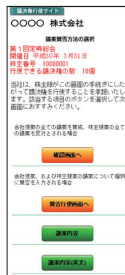
議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



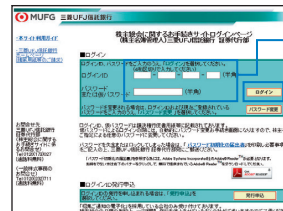
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

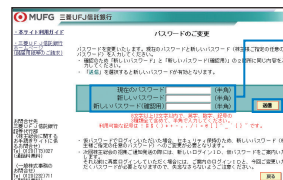
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・
仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」
を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となりますので、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	もと はし のぶ ゆき 本橋 伸幸	取締役社長（代表取締役）	再 任
2	もり や ふとし 守屋 太	取締役 執行役員 関西支社長	再 任
3	い ぐち あき お 井口 明夫	取締役 執行役員 事業統括室長	再 任
4	じん たけし 神 毅	取締役	再 任 社 外 独 立 指名報酬
5	なが しま よしろう 永島 義郎	取締役	再 任 社 外 独 立 指名報酬
6	い と う や よい 伊藤 弥生		新 任 社 外 独 立 指名報酬
7	もり ひさ たか 森 寿隆	取締役 執行役員 九州支店長	再 任
8	さい と う しん すけ 齋藤 真輔	取締役 執行役員 交通事業部長	再 任
9	さい ぐ さ ひろ のり 三枝 裕典	取締役 監査部門担当	再 任 指名報酬

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

指名報酬 指名・報酬諮問委員会

候補者
番 号

1



再 任

もと はし のぶ ゆき
本 橋 伸 幸 (1957年12月31日生)

所有する当社の株式数……56,395株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社執行役員 F A 事業部長
2015年 6 月 当社取締役 F A 事業部長
2016年 6 月 当社代表取締役社長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

本橋伸幸氏は、2016年より代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、卓越した見識とリーダーシップをもって、当社企業価値向上に向けた指揮をとっており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2



再 任

もり や ふとし
守 屋 太 (1962年 9 月25日生)

所有する当社の株式数……12,831株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 9/9回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月 当社入社
2005年 4 月 当社関西支社 F A システム一部長
2013年 6 月 当社 F A 事業部 F A システム一部長
2013年10月 当社 F A 事業部 F A システム一部長兼アジア事業戦略推進部長
2016年 4 月 当社 F A 事業部副事業部長
2016年 6 月 当社執行役員 F A 事業部長
2020年 4 月 当社執行役員関西支社長
2020年 6 月 当社取締役執行役員関西支社長
(現在に至る)

重要な兼職の状況

テクノクリエイト株式会社代表取締役社長
株式会社カナデンテレシス代表取締役

取締役候補者とした理由

守屋 太氏は、長年にわたり当社の主力事業である F A システム事業に携わり、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、事業責任者として国内・海外における事業拡大に努めており、その卓越した事業推進力は、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3



再 任

候補者
番 号

4



再 任

社 外

独 立

指名報酬

井 口 明 夫 (1957年11月 4 日生)

所有する当社の株式数……19,977株
在任年数…… 3年
取締役会出席状況…… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4 月 三菱電機株式会社入社
2009年 4 月 同社関西支社長
2013年 4 月 同社中国支社長
2016年 4 月 同社中部支社長
2018年 4 月 当社入社
2018年 6 月 当社取締役執行役員関西支社長
2020年 4 月 当社取締役執行役員事業統括室長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

井口明夫氏は、三菱電機株式会社において支社長を歴任するなど、エレクトロニクス分野において豊富な営業経験と実績を有しております。その知見と手腕をもって、当社の営業力の強化及び技術力の向上をけん引しており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

神 毅 (1938年 3 月21日生)

所有する当社の株式数…… 1,593株
在任年数…… 6年
取締役会出席状況…… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1964年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
1964年 4 月 小林俊三・今井忠男法律事務所（現
中外合同法律事務所）入所
2003年 6 月 日本食品化工株式会社社外監査役
2006年 7 月 当社顧問弁護士
(現在に至る)

2015年 6 月 当社社外取締役
(現在に至る)
2016年 4 月 株式会社トリケミカル研究所社外
取締役
(現在に至る)

重要な兼職の状況

株式会社トリケミカル研究所社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

神 毅氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、上場企業の社外取締役並びに社外監査役の経験から当社の取締役会において適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、コンプライアンス・ガバナンス等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

また、同氏は当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、独立性を損なうものではありません。

なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者
番 号

5



再 任

社 外

独 立

指名報酬

なが しま よし ろう
永 島 義 郎 (1952年 4 月 7 日生)

所有する当社の株式数…… 1,275株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4 月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2005年10月	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長
2002年 5 月	同行虎ノ門支社長	2009年 6 月	日本カーパイド工業株式会社常勤監査役
2004年 6 月	東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長	2016年 6 月	当社社外取締役（現在に至る）
		2018年 6 月	全国保証株式会社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

全国保証株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

永島義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役並びに社外取締役の経験を有していることから、当社の取締役会において適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、事業戦略や財務戦略等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者
番 号

6



新 任

社 外

独 立

指名報酬

い と う や よ い
伊 藤 弥 生 (1964年 3 月 1 日生)

所有する当社の株式数…… 一株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	日本電信電話株式会社入社	2017年 2 月	ヤマトホールディングス株式会社入社デジタルイノベーション推進室推進部長
1988年 7 月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社	2018年 4 月	同社IT戦略担当戦略部長
2008年 4 月	同社公共システム事業本部ビジネス企画推進室長	2019年 5 月	ユニゾホールディングス株式会社入社常務執行役員
2016年 4 月	日本マイクロソフト株式会社入社エンタープライズパートナー営業統括本部シニアビジネスデベロップメントマネージャー	2020年11月	SGシステム株式会社入社
		2021年 4 月	同社執行役員経営企画担当（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

伊藤弥生氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、経営企画やICTに関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する当社の経営に適切な助言を得られるものと期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定等に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、当社とSGシステム株式会社との間に取引はございません。

候補者
番 号

7



再 任

もり
森

ひさ たか
寿 隆

(1960年 6 月15日生)

所有する当社の株式数……19,666株
在任年数…… 5年
取締役会出席状況…… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4 月 当社入社
2014年 4 月 当社執行役員中部支店長
2016年 4 月 当社執行役員関西支社副支社長
2016年 6 月 当社取締役経営戦略室長
2018年 4 月 当社取締役事業推進室長
2018年 6 月 当社取締役執行役員事業推進室長
2019年 4 月 当社取締役執行役員九州支店長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

森 寿隆氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、取締役として経営企画部門を担当するなど、バランス感覚に優れております。その幅広い知見と経験は、当社の持続的な発展に必要でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

8



再 任

さい とう
齋 藤

しん すけ
真 輔

(1958年 5 月24日生)

所有する当社の株式数……21,666株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4 月 三菱電機株式会社入社
2008年 4 月 同社中部支社副支社長
2009年 4 月 同社四国支社長
2014年 4 月 同社九州支社長
2017年 4 月 当社入社
2017年 6 月 当社取締役交通事業担当
2019年 4 月 当社取締役執行役員交通事業部長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

齋藤真輔氏は、三菱電機株式会社において支社長を歴任するなど、エレクトロニクス分野において豊富な営業経験と実績を有しております。また、その幅広い経験から当社事業の成長に大きく貢献しており、その知見と手腕は、当社の持続的な発展に必要でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

9

さい ぐさ ひろ のり
三 枝 裕 典 (1961年 8 月14日生)

所有する当社の株式数……17,866株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13/13回



再 任

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2005年 4 月 当社半導体・デバイス事業部デバイス営業部長
2013年 4 月 当社法務部長兼輸出管理部長
2015年 4 月 当社 F A 事業部北関東支店長
2016年 4 月 当社執行役員総務人事室長
2018年 4 月 当社執行役員管理統括室長
2019年 6 月 当社取締役執行役員管理統括室長
2020年10月 **当社取締役監査部門担当**
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

三枝裕典氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、管理部門の要職を歴任するなど、バランス感覚に優れ、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨表示)
3. 取締役候補者の神 毅氏、永島義郎氏及び伊藤弥生氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の神 毅氏、永島義郎氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社は同取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者の伊藤弥生氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は独立役員とする予定であります。
6. 指名・報酬諮問委員会の構成は、本総会後のもの（予定）であります。
7. 社外取締役候補者の伊藤弥生氏は、2021年6月29日開催予定の三井住建道路株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役に就任する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

(ご参考)

当社では、取締役の構成において、各分野での豊富な経験と知見を有する人材を選任し、取締役会等の機能向上を図っています。

各取締役候補者の主な専門的経験は以下のとおりです。

候補者 番号	氏名（年齢）	在籍 年数 (年)	地位及び担当	候補者が有する主な専門的経験									
				経営	企画	営業	技術	経理・ 財務	法律	監査	グロー バル	人事	ICT
1	本 橋 伸 幸 (63)	6	取締役社長 (代表取締役)	●	●	●	●			●	●		
2	守 屋 太 (58)	1	取締役 執行役員 (関西支社長)	●	●	●	●				●		
3	井 口 明 夫 (63)	3	取締役 執行役員 (事業統括室長)	●	●	●	●						
4	神 毅 (83)	6	取締役 (社外)						●	●			
5	永 島 義 郎 (69)	5	取締役 (社外)	●	●	●		●		●			
6	伊 藤 弥 生 (57)	-			●		●					●	●
7	森 寿 隆 (60)	5	取締役 執行役員 (九州支店長)	●	●	●	●				●		●
8	齋 藤 真 輔 (63)	4	取締役 執行役員 (交通事業部長)	●	●	●							
9	三 枝 裕 典 (59)	2	取締役 (監査部門担当)	●		●		●	●	●	●	●	●

第2号議案

補欠監査役 2 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 2 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、長瀬幸晴氏は、社外監査役山村耕三氏の補欠者であり、竹内 明氏は、社外監査役野見山 豊氏の補欠者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者
番 号

1

なが せ ゆき はる
長 瀬 幸 晴

(1970年10月25日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

略歴、当社における地位

1993年 4 月 三菱電機株式会社入社
2016年 4 月 同社神奈川支社総務部総務課長
2020年 4 月 同社営業本部コンプライアンス部コンプライアンスグループマネージャー
(現在に至る)

補欠社外監査役候補者とした理由

長瀬幸晴氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、三菱電機株式会社営業本部コンプライアンス部コンプライアンスグループマネージャーの職にあり、グループ企業の監督を通じ企業監査に関する十分な知識と経験を有されていることから、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式（自己株式を控除した出資比率26.85％）を保有しております。

候補者 番 号	2	たけうち 竹内	あきら 明	(1961年 4 月19日生)	所有する当社の株式数…………… 一株
------------	---	------------	----------	-----------------	--------------------

略歴、当社における地位

1984年 4 月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2011年 9 月	同行新宿中央支社長
2013年 9 月	株式会社寺岡製作所入社
2014年 4 月	同社経理部長
2017年 4 月	同社経営企画室長
2019年 4 月	同社経営企画室長兼監査室長
2021年 4 月	同社経営企画室長 (現在に至る)

補欠社外監査役候補者とした理由

竹内 明氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関での長年の経験に加え、株式会社寺岡製作所において管理部門の要職を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有されていることから、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は株式会社寺岡製作所と取引関係にありますが、その取引額は極めて僅少であり、当該候補者の独立性に問題はないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者の長瀬幸晴氏及び竹内 明氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者の長瀬幸晴氏は、当社の特定関連事業者である三菱電機株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いて同社の業務執行者となっております。また、同社から過去2年間に於いて使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 補欠社外監査役候補者の竹内 明氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者が監査役に就任した際には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の一部改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会にて年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）とご承認いただいております。また、2018年6月20日開催の第168回定時株主総会では、この報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の数を年100千株以内とそれぞれご承認いただいております。

今般、対象取締役に對して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを一層高め、株主の皆様との価値共有をさらに進めることを目的に、また、2021年3月1日施行の改正会社法第202条の2第1項により、上場会社が取締役の報酬等としてその発行する株式を引き受ける者の募集をする場合に金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法が規定されたことから、(i)金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法にて譲渡制限付株式の付与を行うことができるようにすること、及び、(ii)対象取締役に付与する譲渡制限付株式について、従来の「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成の有無に応じて」譲渡制限を解除するものから、(ア)「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて」譲渡制限を解除するもの（以下「業績連動型譲渡制限付株式報酬」といいます。）と、(イ)「対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として」譲渡制限を解除するもの（以下「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」といいます。）とが併存する形とするほか必要な改定を行うことにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込み等に関する事項

譲渡制限付株式の付与は、本議案に基づき、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付は要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行います。

2. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、これらの合計は年額50百万円以内とします。また、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内とし、これらの合計は年100千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と

します。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、金銭の払込み等は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。

3. 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく業績連動型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約1」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約1により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式1」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限1」といいます。）

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間とする。

- (2) 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、本割当株式1の全部又は一部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限1を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限1を解除された本割当株式1を自由に譲渡等することができる。
- (3) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得する。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了した時点で本割当株式1の全部又は一部の譲渡制限1を解除する。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）及び（3）の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式1の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限1を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限1が解除された直後の時点においてなお譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得する。
- (7) 上記（1）から（6）のほか、本割当契約1における意思表示及び通知の方法、本割当契約1改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約1の中で定める。

4. 対象取締役に対して付与する勤務条件型譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく勤務条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約2」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約2により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式2」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限2」といいます。）

譲渡制限期間は、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間とする。

- (2) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式2を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式2の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限2を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限2を解除する本割当株式2の数及び譲渡制限2を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式2の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限2を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限2が解除された直後の時点においてなお譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得する。
- (7) 上記（1）から（6）のほか、本割当契約2における意思表示及び通知の方法、本割当契約2改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約2の中で定める。

なお、当社は2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、上記のとおり、本割当株式1及び本割当株式2の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は、上記年額の上限（合計50百万円以内）の範囲内とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式1及び本割当株式2の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大がいまだ終息の見通しが立たず、日本国内においても流行の波が繰り返す事態が継続しております。それにより、消費マインドの落ち込みや、企業収益の悪化による設備投資の抑制、雇用・所得環境の悪化など、国内外ともに経済は厳しい局面が続き、景気の先行きも不透明な状況であります。

このような状況下、当社グループは3ヵ年中期経営計画『CI・J-3 (Challenge&Innovation・Joint)』の最終年度として、今後も成長が見込まれる環境・エネルギー関連分野に注力し、成長性に重きを置いた事業領域の拡大を図るとともに、高付加価値なシステム・ソリューションビジネスの展開による収益性の向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、コロナ禍において取り組みました短期的な施策は限定的な内容にとどまり、売上は、景気の先行き不透明感による設備投資の抑制や事業活動の制限により、情通・デバイス事業を除き苦戦を強いられました。また、利益に関しても、徹底的な経費削減に努めましたが、FAシステム事業の利益減少が大きく、苦戦をしました。

その結果、当事業年度における売上高につきましては108,229百万円（前年度比14.5%減）となり、経常利益につきましては、2,819百万円（前年度比25.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益739百万円を計上しましたが、前年度は旧本社社屋及び土地の売却益1,433百万円があったことから2,319百万円（前年度比32.1%減）となり、3ヵ年中期経営計画『CI・J-3』で掲げた数値目標は未達となりました。

売上高

108,229百万円

前年度比

14.5%減



経常利益

2,819百万円

前年度比

25.5%減



親会社株主に帰属する 当期純利益

2,319百万円

前年度比

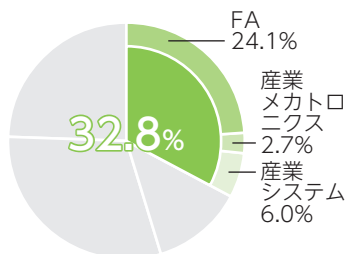
32.1%減



事業区分別の営業状況は次のとおりであります。

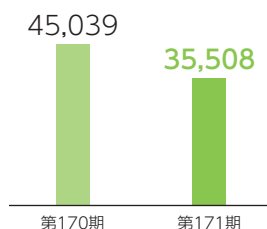
FAシステム 売上高35,508百万円（前年度比21.2%減）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）



FA分野は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の停滞や、機械装置メーカー及び自動車産業関連顧客などの設備投資抑制により、駆動機器やコントローラーをはじめ全商品群で苦戦し低調な推移となりました。

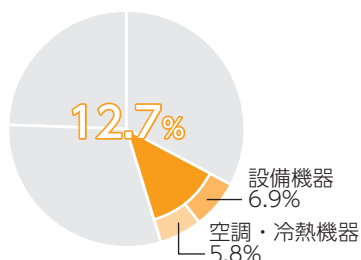
産業メカトロニクス分野は、放電加工機、レーザー加工機ともに案件が減少し低調な推移となりました。

産業システム分野は、前年度の電気設備の大口案件が剥落し減少しました。

その結果、当該事業としては21.2%の減収となり、経常利益は1,197百万円の大幅減益となりました。

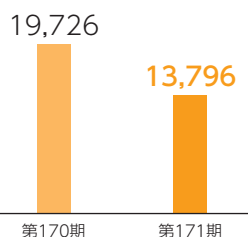
ビル設備 売上高13,796百万円（前年度比30.1%減）

売上高構成比



売上高

（単位：百万円）



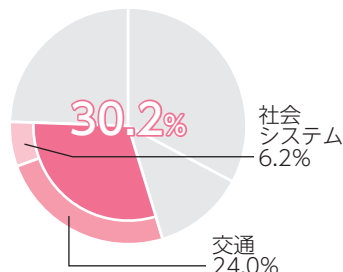
設備機器分野は、情報・通信事業者向け受変電設備の需要は堅調に推移していますが、設備投資の波により前年度に案件が集中したこともあり、減少しました。昇降機は前年度の大口案件の剥落により減少しました。

空調・冷熱機器分野は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を大きく受けている飲食業、サービス業向けが低調であり、空調機器が苦戦しました。

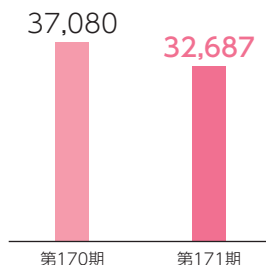
その結果、当該事業としては30.1%の減収となり、経常利益は216百万円の減益となりました。

インフラ 売上高32,687百万円（前年度比11.8%減）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



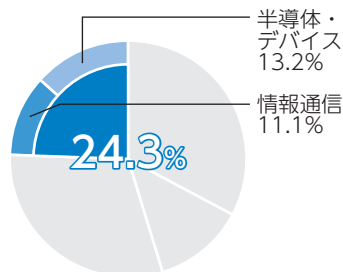
交通分野は、鉄道事業者向け無線通信機器が好調に推移しましたが、設備投資抑制により車両用機器が低調に推移したことから大幅に減少しました。

社会システム分野は、官公庁ビジネスは前年度の大口案件が剥落し減少しました。再生可能エネルギー関連ビジネスである太陽光発電（メガソーラー）の案件も減少しました。

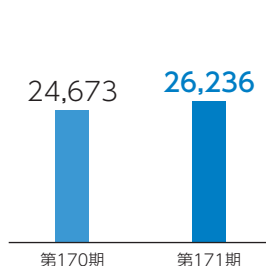
その結果、当該事業としては11.8%の減収となり、経常利益は152百万円の減益となりました。

情通・デバイス 売上高26,236百万円（前年度比6.3%増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

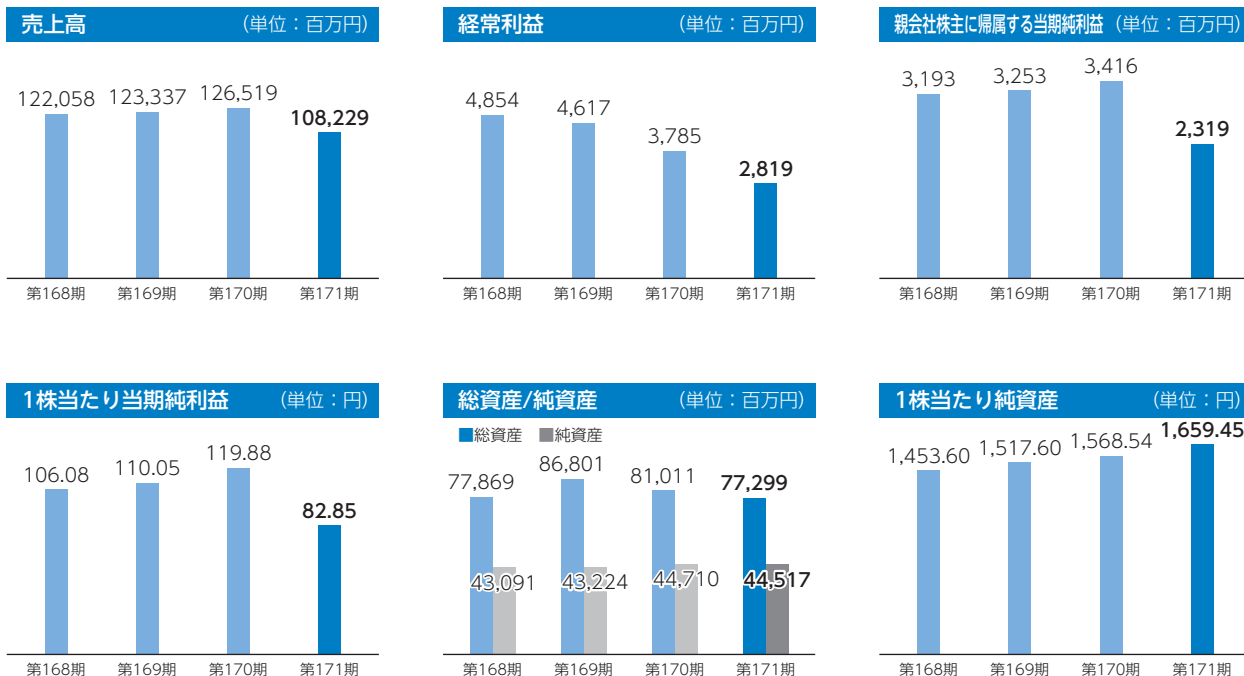


情報通信分野は、画像・映像機器は前年度並みに推移し、電子医療装置は案件増加し増収となりました。

半導体・デバイス分野は、ハードディスクドライブ用ICが新型コロナウイルス感染症の感染拡大による部材入手難からハードディスクドライブの生産減の影響などにより減少しましたが、産業用パワーデバイスは産業機器関連顧客の復調により好調に推移しました。

その結果、当該事業としては6.3%の増収となり、経常利益は610百万円の増益となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第168期 (2017年度)	第169期 (2018年度)	第170期 (2019年度)	第171期 (2020年度)
売上高	(百万円)	122,058	123,337	126,519	108,229
経常利益	(百万円)	4,854	4,617	3,785	2,819
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,193	3,253	3,416	2,319
1株当たり当期純利益	(円)	106.08	110.05	119.88	82.85
総資産	(百万円)	77,869	86,801	81,011	77,299
純資産	(百万円)	43,091	43,224	44,710	44,517
1株当たり純資産	(円)	1,453.60	1,517.60	1,568.54	1,659.45

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第169期の期首から適用しており、第168期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社及び企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社カナデンエンジニアリング	30百万円	100%	通信機器、電子応用機器、空調機器、低温機器、電気設備、照明器具の販売並びに設計、工事及び保守
テクノクリエイト株式会社	20百万円	100%	コンピューターソフトウェアの設計開発
株式会社カナデンテレシス	20百万円	100%	移動体通信機器の販売及び保守
株式会社カナデンブレイン	100百万円	100%	コンピューターの販売、ソフトウェアの開発及びサービス
科拿電（香港）有限公司	350万香港ドル	100%	半導体・デバイス等の販売
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	100万シンガポールドル	100%	半導体・デバイス等の販売
科拿電国際貿易（上海）有限公司	260万米ドル	100%	半導体・デバイス、F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	400万タイバツ	49%	F A 機器、産業メカトロニクス機器及び空調機器の販売
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	100万米ドル	100%	F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	1億タイバツ	99.9%	F A 機器、空調・冷熱機器、半導体・デバイス等の販売、タイにおける当社グループ内仕入・商材開拓統括機能

(注) 1.2020年5月18日付で、タイ王国バンコク市にKANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.を設立しております。

2.KANADEN (THAILAND) CO.,LTDは、2020年11月13日付で、資本金を1,000万タイバツから520万タイバツに減資を実施しております。

また、2021年1月11日付で、資本金を520万タイバツから400万タイバツに減資を実施しております。

② その他の重要な企業結合の状況

当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式7,204千株（自己株式を控除した持株比率26.85%）を保有しております。

なお、当社と同社との当事業年度中の取引は、当社単体の売上高の2.10%、仕入高の60.36%の割合を占めております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行につきましては、日本を含む各国でワクチン接種が開始されたものの、依然として終息の目途はたっておらず長期化することが想定され、市場環境の本格的な改善は時間を要するものと予測されます。特に鉄道事業者や飲食業、サービス業が関連するビジネスにおいてはその影響が大きく、当社グループの経営成績及び財務状況への影響も長期化することが想定されます。

これらの経済情勢や当社を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、2025年度を最終年度とする中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025 (ES・C2025)』を新たに策定しました。中期経営計画『ES・C2025』では、持続的な成長に向けた収益構造の強化を図り、お客様へ価値を提供し、社会課題の解決に貢献できる「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指す5年間とします。

今後もグループ内・パートナー企業との連携強化を図り、お客様の企業価値向上に寄与するオリジナルソリューションを企画・提供することで、差別化・競争力を強化し、収益構造の強化を図ります。

併せて、環境問題や労働力不足といった社会的課題の解決に貢献し、持続的な社会の発展に寄与するため、環境・エネルギー分野やロボット・自動化分野を始め、今後成長が見込まれる5G・IoT・AI対応分野への積極的な取り組みとそれぞれに対応する技術力の強化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症は、人々の価値観や働き方にも大きな変化をもたらし、既存の概念に囚われない柔軟かつスピード感のある対応が求められています。当社グループといたしましては、テレワークの導入など、取りうる限りの対策を行い感染拡大の抑止に全力で取り組むとともに、インサイドセールス機能を整備し、フィールドセールスとのハイブリッド対応により営業力の強化を図ってまいります。

さらに、公明正大な経営を実践するため、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化するとともに、社員一人ひとりが倫理・遵法意識を高く持ち、健全で誠実な事業活動を推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの事業は、F A、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイスなど幅広い分野にわたっております。

また、当社グループはエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとして、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は表のとおりであります。

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
F Aシステム	F Aシステム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するコントローラーシステムや自動化システムをはじめとするF A機器、微細加工に対応するレーザー加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品を販売しております。
ビル設備	ビル設備事業は、無停電電源装置、昇降機等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器、並びにエネルギーマネジメントシステム等を販売しております。
インフラ	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、L E D機器、情報通信機器及び車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、航空管制システム、太陽光発電設備、地域防災システム等を販売しております。
情通・デバイス	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車、産業機器に不可欠なマイコンを中心とする半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じた映像ソリューションシステムやセキュリティシステム等を販売しております。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市
中部支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県北九州市
東北支店	宮城県仙台市
神奈川支店	神奈川県横浜市
北関東支店	埼玉県さいたま市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社カナデンエンジニアリング	東京都中央区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社カナデンテレシス	大阪府大阪市
株式会社カナデンブレイン	東京都中央区
科拿電（香港）有限公司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科拿電国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
KANADEN（THAILAND）CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
KANADEN TRADING（THAILAND）CO., LTD	タイ王国バンコク市

(注) 2020年5月18日付にて、タイ王国バンコク市にKANADEN TRADING（THAILAND）CO., LTD.を設立しております。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
FAシステム事業	281名	21名増
ビル設備事業	88名	5名増
インフラ事業	72名	1名増
情通・デバイス事業	316名	12名増
全社（共通）	126名	10名増
合 計	883名	49名増

(注) 使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び退職者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
593名	20名増	41.9歳	17.6年

(注) 使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び退職者は含んでおりません。

2 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	28,600,000株
③ 株主数	16,188名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
三菱電機株式会社	7,204千株	26.85%
カナデン取引先持株会	2,890千株	10.78%
カナデン従業員持株会	926千株	3.45%
株式会社三菱UFJ銀行	751千株	2.80%
三菱倉庫株式会社	656千株	2.45%
明治安田生命保険相互会社	600千株	2.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	512千株	1.91%
東京海上日動火災保険株式会社	455千株	1.70%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	400千株	1.49%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	379千株	1.42%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,773,253株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（1,773,253株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	26,820株	7名

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2020年12月22日開催の取締役会決議に基づき、資本効率の向上を図るとともに株主の皆様への利益還元の実現を図るため、2020年12月23日に1,704千株の自己株式を市場から取得しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職
取締役社長（代表取締役）	もと ほん 橋 のぶ ゆき 幸	
専務取締役	しま 島 もと かず のり 徳	管理部門担当
取締役	じん 神 たけし 毅	当社顧問弁護士 株式会社トリケミカル研究所 社外取締役
取締役	なが 永 しま 島 よし 義 ろう 郎	全国保証株式会社 社外取締役
取締役	もり 森 ひさ 寿 たか 隆	執行役員 九州支店長
取締役	さい 齋 とう 藤 しん 真 すけ 輔	執行役員 交通事業部長
取締役	い 井 ぐち 明 お 夫	執行役員 事業統括室長
取締役	さい 三 ぐさ 枝 ひろ 裕 のり 典	監査部門担当
取締役	もり 守 や 屋 ふとし 太	執行役員 関西支社長 テクノフリエイト株式会社 代表取締役社長 株式会社カナデンテレシス 代表取締役
監査役（常勤）	さかい 境 はる 晴 しげ 繁	株式会社寺岡製作所 社外監査役
監査役	やま 山 むら 村 こう 耕 ぞう 二	三菱電機株式会社 営業本部 事業企画部 代理店グループマネージャー
監査役	の み やま 野見山 ゆたか 豊	株式会社寺岡製作所 監査役
監査役	いっぼう し 一法師 のぶ 信 たけ 武	

- (注) 1. 取締役神 毅氏及び取締役永島義郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山村耕三氏、監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役野見山 豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しております。
 - ・監査役一法師 信武氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式7,204千株（自己株式を控除した持株比率26.85%）を保有しております。
5. 当社と株式会社トリケミカル研究所、全国保証株式会社及び株式会社寺岡製作所との間には、特別な関係はありません。
6. 取締役神 毅氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、独立性を損なうものではありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役神 毅氏、取締役永島義郎氏、監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏の4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

②取締役及び監査役の報酬等

Ⅰ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しておりますが、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

Ⅰ.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じた月例の固定報酬とし、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（業種・業態及び売上高、時価総額、従業員数等）並びに従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

Ⅱ.業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の業績連動報酬等は、各事業年度の利益に基づき原資を決定し、賞与として毎年一定期日に支給しております。個人別の報酬額は、業績向上に対する意識を高めるため事業部門ごとに設定された業績指標を踏まえ算定された個人成績をもとに決定しております。

ただし、部門業績評価ができない取締役は全社の指標を適用しております。

Ⅲ.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬制度とし、当社取締役会の決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとしております。ただし、当社は対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」とします）を締結し、対象取締役は本割当株式（下記c（ⅰ）で定義します）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡をすることができないものとし、当社が定める中期経営計画に定める指標が達成されなかった場合等、本割当契約に定める事由が生じた場合には当社当該普通株式を無償で取得することとしております。

a.譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限対象

取締役を支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額50百万円以内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）としております。

b. 1 株当たりの払込金額

1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定しております。

c. 本割当契約において定める内容の概要

（i）対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」とします。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと定めております。（以下「譲渡制限」とします。）

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち取締役会が定める期間としております。

（ii）対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成の有無に応じて、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限を解除された本割当株式を自由に譲渡等することができるものとしております。

（iii）対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものとしております。

（iv）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

（v）譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしております。

（vi）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とするものとしております。

二.報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合につきましては、上位の役位ほど業績連動報酬のウエートが高まる構成（ただし、業績が目標とする指標に達しない場合は、賞与支給額が減少するため報酬全体に占める基本報酬の割合が増加します。また、業績が目標とする指標を上回る場合は賞与支給額が増加し、報酬全体に占める基本報酬の割合が低下します。）とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役位	基本報酬	業績連動報酬	
		賞与	株式報酬
取締役社長	46%	43%	11%
役付取締役	47%	41%	12%
取締役	48%	40%	12%

(注) 1. 報酬には使用人兼務分を含めております。

2. 上記割合は業績指標を100%達成した場合の割合を示しており、業績結果によって報酬の割合は変動します。

ホ.上記のほか報酬等の決定に関する事項

当社では、社内規定に基づき各取締役の基本報酬の額、各取締役の職務分掌ごとの業績を踏まえた賞与の評価分配及び株式報酬の決定を行っております。その内容については指名・報酬諮問委員会の答申を経て決定しております。

ii. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
			賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	230百万円 (14百万円)	116百万円 (14百万円)	77百万円 (一)	35百万円 (一)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (8百万円)	20百万円 (8百万円)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	250百万円 (22百万円)	137百万円 (22百万円)	77百万円 (一)	35百万円 (一)	12 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬に係る指標は「ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであり、当事業年度の経常利益をはじめとする業績指標（35頁から36頁に記載の計算書類をご参照ください）、担当部門ごとに設定した目標達成度及び役位ごとに設定した係数を乗じて算定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は25頁の「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与及び賞与は含まない）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
また、この報酬限度額とは別に2018年6月20日開催の第168回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬諮問委員会が基本方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針及び決定方針に沿うものであると判断しております。
6. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

④ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

26頁の「(2)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ii. 当事業年度における主な活動状況

会社における 地位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	神 毅	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席しました。 主に企業法務に精通した弁護士の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス・ガバナンス等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問過程における監督機能を担っております。
取締役	永 島 義 郎	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席しました。 主に会社経営者の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に事業戦略や財務戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問過程における監督機能を担っております。
監査役	山 村 耕 三	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席し、また8回開催された監査役会の全てに出席しました。 電機業界における豊富な営業経験等の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。
監査役	野見山 豊	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席し、また8回開催された監査役会の全てに出席しました。 会社経営に対する高い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。
監査役	一法師 信 武	当事業年度に13回開催された取締役会の全てに出席し、また8回開催された監査役会の全てに出席しました。 公認会計士としての専門見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務会計並びに内部監査について適宜、適切な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、科拿電（香港）有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易（上海）有限公司、KANADEN (THAILAND) CO., LTD.、KANADEN VIETNAM CO., LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外である収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、配当性向を35%と定め、当該事業年度の収益状況に応じた適正な利益還元に努めております。

この方針に基づき、当該事業年度の期末配当金につきましては、普通配当金を1株当たり17円とさせていただきます。

既に中間配当金として1株当たり12円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり29円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	[62,373]
現金及び預金	10,860
受取手形及び売掛金	31,403
電子記録債権	5,255
有価証券	6,300
商品及び製品	6,309
原材料及び貯蔵品	2
未収入金	1,499
その他	745
貸倒引当金	△1
固定資産	[14,926]
有形固定資産	[8,950]
建物及び構築物	3,977
機械装置及び運搬具	26
工具、器具及び備品	462
土地	4,422
リース資産	59
建設仮勘定	1
無形固定資産	[549]
投資その他の資産	[5,426]
投資有価証券	4,776
繰延税金資産	339
その他	316
貸倒引当金	△5
資産合計	77,299

科目	金額
負債の部	
流動負債	[31,415]
支払手形及び買掛金	21,797
電子記録債務	3,871
未払法人税等	831
前受金	1,952
賞与引当金	928
役員賞与引当金	88
その他	1,945
固定負債	[1,366]
リース債務	91
繰延税金負債	0
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付に係る負債	1,044
資産除去債務	39
その他	23
負債合計	32,782
純資産の部	
株主資本	[42,580]
資本金	5,576
資本剰余金	5,347
利益剰余金	33,892
自己株式	△2,236
その他の包括利益累計額	[1,937]
その他有価証券評価差額金	1,123
土地再評価差額金	378
為替換算調整勘定	△87
退職給付に係る調整累計額	522
純資産合計	44,517
負債・純資産合計	77,299

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		108,229
売上原価		94,168
売上総利益		14,061
販売費及び一般管理費		11,388
営業利益		2,672
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	94	
仕入割引	22	
為替差益	32	
その他	60	221
営業外費用		
支払利息	13	
売上割引	51	
その他	9	74
経常利益		2,819
特別利益		
投資有価証券売却益	739	739
特別損失		
固定資産除却損	67	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	0	70
税金等調整前当期純利益		3,487
法人税、住民税及び事業税	1,145	
法人税等調整額	23	1,168
当期純利益		2,319
親会社株主に帰属する当期純利益		2,319

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	[55,835]
現金及び預金	6,819
受取手形	2,558
電子記録債権	5,248
売掛金	27,761
有価証券	6,300
商品及び製品	5,368
原材料及び貯蔵品	0
前渡金	330
前払費用	174
未収入金	1,159
関係会社短期貸付金	90
その他	24
貸倒引当金	△1
固定資産	[15,243]
有形固定資産	[8,568]
建物	3,767
機械及び装置	25
工具、器具及び備品	436
土地	4,337
リース資産	2
無形固定資産	[373]
ソフトウェア	206
ソフトウェア仮勘定	137
その他	28
投資その他の資産	[6,300]
投資有価証券	4,657
関係会社株式	1,081
長期前払費用	10
繰延税金資産	427
その他	129
貸倒引当金	△5
資産合計	71,078

科目	金額
負債の部	
流動負債	[29,456]
支払手形	333
電子記録債務	3,848
買掛金	20,552
リース債務	2
未払金	625
未払法人税等	779
前受金	1,723
預り金	37
賞与引当金	726
役員賞与引当金	77
受入保証金	636
その他	113
固定負債	[1,701]
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付引当金	1,509
資産除去債務	14
長期未払金	9
負債合計	31,158
純資産の部	
株主資本	[38,417]
資本金	[5,576]
資本剰余金	[5,363]
資本準備金	5,359
その他資本剰余金	4
利益剰余金	[29,713]
利益準備金	588
その他利益剰余金	29,125
別途積立金	16,740
繰越利益剰余金	12,385
自己株式	[△2,236]
評価・換算差額等	[1,502]
その他有価証券評価差額金	1,123
土地再評価差額金	378
純資産合計	39,919
負債・純資産合計	71,078

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	101,296	
手数料収入	201	101,498
売上原価		90,590
売上総利益		10,907
販売費及び一般管理費		8,586
営業利益		2,321
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	182	
仕入割引	22	
不動産賃貸料	63	
為替差益	32	
その他	20	330
営業外費用		
支払利息	8	
売上割引	51	
その他	7	67
経常利益		2,584
特別利益		
関係会社株式売却益	727	
関係会社貸倒引当金戻入額	72	
投資有価証券売却益	11	811
特別損失		
固定資産除却損	65	
関係会社株式評価損	222	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	0	291
税引前当期純利益		3,104
法人税、住民税及び事業税	1,007	
法人税等調整額	34	1,042
当期純利益		2,062

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社カナデン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 卓 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して、以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社カナデン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 卓 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第171期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第171期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役	境	晴	繁
社外監査役	山	村	耕
社外監査役	野見山	豊	
社外監査役	一法師	信	武

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワーZ棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

東京都中央区晴海一丁目8番12号 / TEL 03-6747-8800

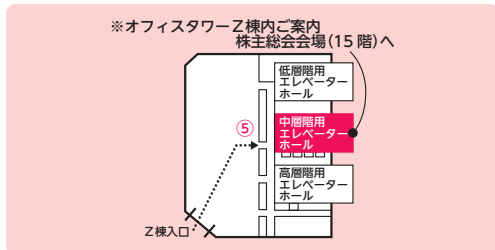
交通

都営地下鉄大江戸線
「勝どき」駅

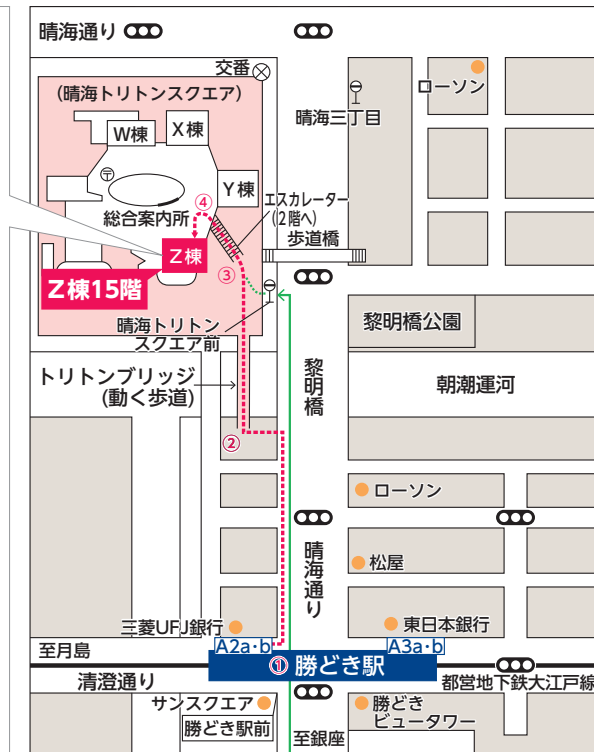
A2a・b出口
(月島駅側)

より徒歩7分

●徒歩ルート



- ① 都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅 A2a・b出口から出るとすぐの交差点を渡らず、左折します(宝くじ売り場が目印です)。
- ② 100mほど直進すると、左手に「トリトンブリッジ」が見えますので、スロープを渡って直進してください。
- ③ 「トリトンブリッジ」を抜け、左手正面にあるエスカレーターを上り「晴海トリトンスクエア」に入ります。
- ④ エントランスの中央まで直進すると、左手側に「オフィスタワーZ棟」の入り口が見えます。
- ⑤ 「オフィスタワーZ棟」に入り、中層階用のエレベーターに乗り、「15F」までお越しください。



●バスでお越しの方

バスルート

	1	2	3
乗車される 鉄道・路線	JR線または 丸ノ内線	日比谷線または 銀座線	丸ノ内線
バス停最寄り駅	東京駅	銀座駅	
バス乗車停留所	東京駅丸の内南口	銀座四丁目	数寄屋橋
都営バスの系統	都05-1または05-2	都03、05-1または05-2	
行先	晴海埠頭行き	または 東京ビッグサイト行き	
下車停留所		晴海トリトンスクエア前	



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

